一流メーカーが勢揃い
全国優良農機具展示会
七月二十日から五中で開く

七月二十日から五日間、第五中学校（西会場）で全国優良農機具展示会が開催される。

例年、県と関係団体で県下の各地に巡回展示会を開催して、その効果を挙げて来たのであるが、これを今年は新潟市で開催することになったもので、主催は、県・新潟市及び県農業機械化協会、出品店数は　約よそ二十点に及ぶ予定で、その盛会が予想されているが、近来農機具の改良進歩はめざましいものがあり、農業経営の合理化促進のために優良農機具を導入することは、本県のような農業県にとっても、三十二年度以上に重要問題になっている。この、実演展示会には全国各地の一流メーカーが出品し、その知識の普及と使用技術についての実演と展示が行われるわけで、農家の皆さんにとっては何をさて置いても見逃してはならない好機会であろう。

一会期　七月二十日―七月二十四日、五日間
一会場　新潟市立第五中学校
一出品申込〆切　七月五日
一申込先　県農業改良課
一出品物搬入　七月十九日

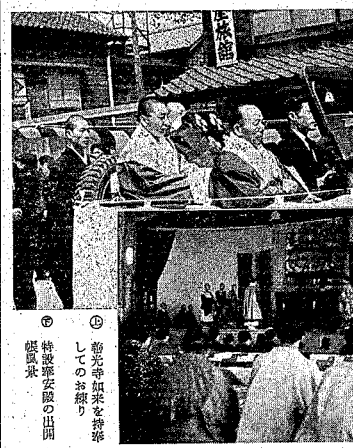

㊧　善光寺如来を拝揉しての御繰り
㊨　特設簿安殿の出開帳風景

差額は八月から精算
新年度保険料おくれる

保険料の納入は市民の協力によって、収納成績も年々向上し三十一年度には四月二十日現在約九十三%の収納率を示しており、三十二年度納入については見込むことのできた重要問題になっている。

この、実演展示会には全国各地の一流メーカーが出品し、その知識の普及と使用技術についての保険料から新らしく算出された保険料が賦課されて居たが、今年は市税の決定が一カ月延期になった関係で、七月分の保険料は六月分と同額が賦課され、八月分から三十二年度の新しい保険料が賦課される。なお、七月分と八月分の額に差額を生じた場合は八月以降精算される。

なお、保険料を前納された場合は次のように前納報奨金が交付されることになっている。

一九年分前納の場合は保険料の一カ月分、六カ月前納の場合は、半月分、三カ月分前納の場合は四分の一カ月分

（保険課）

女善男善男善善れるふあ
帳開出開如来寺善光

観光まつりの白眉、善光寺如来出開帳は、四月二十七日から三日間第一小学校体育館で、管主東伏見慈洽大僧正（皇族久邇宮陛下の弟君）の親修によって執行された。

昨天に亘る連日満堂の女善男善女の参詣者であり盛大であったが、殊にお綱引きは参詣者のもので、善光寺如来様の東伏見慈洽大僧正のもとに、僧侶福祉、僧侶護持、市一般、信者等約数参列して駅前広場から秩父仙台小路まで行進した。沿道は観覧者によって立錐の余地のない程盛況であった。（商工課）

従来の方法のまま
旧新潟地区の保険給付など

新潟村合併後の国保診療及び保険料賦課方法は市議会に諮った結果、急激な変更をさけ当分の間旧新潟村のやり方をそのまま行うことになった。

その結果

一、診療について
旧新潟村の給付範囲をそのまま実施するので次のものは給付がある。

往診料、附料、免疫注射、産婆料、歯科補綴、金インレー

二、一部負担金について
市役所で徴収するものと医師の窓口では徴収げた以外の金は支払わない。

三、保険料について
賦課基準及方法等は前同じである。

四、助産費、葬祭費について
千円、哺育手当当月百円の六カ月まで給付する以上は大体大きな差異はない。

（新潟課）

蓄新興分の保険費支払

旧新潟村分の療養費、葬祭費、助産費、哺育手当などの保険給付の支払を六月上旬から新潟支所で開始した。関係者には個人毎に通知を出すことになっているが、なお心当りの方は支所の保険係へ申出られたい。

この支払いは、合併による事務引継などの関係で本来新潟支所で行なうべきであったが、五月の市議会で議決されたので、行われないことになったものである。

四割近い高血圧者
31年中の血圧測定結果

先の広報にも高血圧の心得についてお知らせしたが、市医師会の協力による管理地区の血圧測定及び健康相談の会は、昨年中次の八地区で実施された。小屋場、東島、西金沢、川根、小台東

その結果、受診人員三六名のうち、最高が一六〇以上）の者は九一名あり全体の四割近い率を示している。

以上は大体大きな差異はないものと思われる。

原因や予防については、色々云われているが、このように、平素自分では自覚していない人でも動脈を硬し、或は脳の循環器に障害を及ぼしている場合が多いので、日常生活においては次のような注意と予防が必要である旨、診察に当った医師より説明された。

イ、心の安定と治療など

ロ、適度の運動
一般に理的な生活
昔は体を多く食べて、白米食べると云われていたが、今は玄米食の方が良いといわれている。

ハ、食べもの
食べ過ぎないこと。
余り塩辛いものを多く食べないこと。
ニ、生活を規則正しくとらないこと。野菜類を上手に利用し、肉類

衛生奉仕班を表彰
七日町ほか二十二地区

この度昭和三十一年度大蔵、日宝町、四金沢、東金沢、下興野、北上新田、新町、荻島、覚路港、三枚潟、東島、福島、福浦、浦興野、出戸、川根、本町、浦興野、出戸、川原（順不同）

案外無関心？…

火災警報が発令されたらどうしなければならないか

火災警報が発令されたら、屋外における火の使用を禁止するために発令されるものであるが、このことについて、案外一般に知られていないようであるので、この機会にお知らせし市民の協力をお願いしたい。

火災警報とは

火災警報は出火危険度が多い、気象条件となった場合に、火災の発生を未然に防止するために発令されるものである。

(ア)実効湿度六〇%以下で風速七米以上となる見込のとき。

(イ)実効湿度五五%以下で風速十米以上となる見込のとき。

(ウ)風速十米以上になる見込のとき。

(エ)特別火災警報
最低湿度六〇%以下で風速七米以上となる見込のとき。

(オ)実効湿度六〇%以下で、最低湿度四五%以下で風速十米以上となる見込のとき。

(カ)風速十米以上になる見込のとき。

特別火災警報

(ア)実効湿度六〇%以下最低湿度三五%以上で風速十米以上となる見込のとき。

(イ)風速十五米以上となる見込のとき。

（注）実効湿度とは、木材、紙その他の物体の内部にお吸収している水分は、空気に吸収されて行くが、直ちに空気と同様の蒸発状態にあるものと、吸収されないで残っているものとがあり、日常生活においては次のような注意と予防が必要である旨、診察に当った医師より説明された。

一、火災警報は

二、特別火災警報

三、火災警報は出火危険度が多い、気象条件となった場合に、火災の発生を未然に防止するために発令されるものである。

四、屋外における火の使用禁止

五、屋外の焼火、取灰等で風速十米以上となる見込のとき。

六、いちやぶるしく火勢をを消火すること。

七、みだりに屋内において穀類物の開口部を開はしないこと。

八、屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。

消防署はどのようなことをするか。

一、非常署員の召集を実施し、予め決定されている各部署に配置する。

二、出火出場隊編成を図るため、消防ポンプ自動車及び救急車に乗車して万全を期する。

三、消防ポンプ自動車に備付の拡声器を使用し市内巡回を実施火の用心の徹底宣伝を図る。

四、消防署において、赤地と白地の火流しを掲げる。

五、消防署庁舎前に赤地の板に白字で「火災警報発令中」の掲示板を掲げる。

（消防署）

火災警報が発令されたらどのようにしなければならないか。

一、屋外において火を使用しないこと。但し、炊事火、作業火等やむを得ず使用する場合は責任ある指揮人をつけ消火用水を準備すること。

二、山林、原野において火入をしないこと。

三、屋外において、引火性及び可燃性物品の附近で喫煙しないこと。

四、屋外において焚火をしないこと。

五、屋外において、たき火をしないこと。但し、炊事火、作業火等やむを得ず使用する場合は消火用水を準備すること。

六、山林、原野において火入をしないこと。

七、屋外において、引火性及び可燃性物品の附近で喫煙しないこと。

八、屋外において焚火をしないこと。

九、屋外の焼火、取灰等で風速十米以上となる見込のとき。

十、いちやぶるしく火勢をを消火すること。

十一、みだりに屋内において穀類物の開口部を開はしないこと。

十二、屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。

協同組合対抗親善野球大会

中小企業の団結と融和を図り、経済的地位の向上を促進するため、昨年来、中小企業協同組合法施行記念日（昭和十七月一日）を記念して、協同組合の野球大会を実施して来たが、本年七月上旬頃開催予定である。

一期日　七月上旬
一球場　国鉄球場の予定
一競技　野球
詳細は各代表者打合会を開催して決定する。

（商工課）

店員実務講座を開講

昨年に引続いて、今年も七月八日から五日間、市内商店街店員の実務講座を計画している。

昨年第一回の店員実務講座を開催して効果を収めたので、本年は更に内容を充実して、実務を兼ねて、商店繁栄のために有能者を育成したい方針である。

なお、講座は、次の要領で開催する。

一、主催　市・商工会議所
二、会場　市民総合会館
三、期日　七月八日―十二日（夜間）午後六時から九時まで
四、講師　市内商店の店員一〇名位の予定
五、講題　商店指導、販売の心得、その他中央一流講師を委嘱

（商工課）

出品小間数　三八〇小間（約）、一、〇〇〇点）

一、観覧　無料
一、役員　織物新潟県知事
名誉会長　県農林部長
同　会長　新潟市長
会長　県農業機械化協会長
その他副会長、顧問、委員

市民の消費生活と密接な関係にある商店の繁栄する道は、商店自体が創意工夫して、改善を図ることが急務であるが、そのうちで、接客の第一線にある店員の指導育成も決して忘れてはならないものである。

講座を開催して効果を収めたので、本年は更に内容を充実して、実務を兼ねて、商店繁栄のために有能者を育成したい方針である。

なお、講座は、次の要領で開催する。

一、主催　市・商工会議所
二、会場　市民総合会館
三、期日　七月八日―十二日（夜間）午後六時から九時まで
四、講師　市内商店の店員一〇名位の予定
五、講題　商店指導、販売の心得、その他中央一流講師を委嘱

（商工課）

協同組合対抗親善野球大会

中小企業の団結と融和を図り、経済的地位の向上を促進するため、昨年来、中小企業協同組合法施行記念日（昭和十七月一日）を記念して、協同組合の野球大会を実施して来たが、本年七月上旬頃開催予定である。

一期日　七月上旬
一球場　国鉄球場の予定
一競技　野球
詳細は各代表者打合会を開催して決定する。

（商工課）

蓄新興分の保険費支払

旧新潟村分の療養費、葬祭費、助産費、哺育手当などの保険給付の支払を六月上旬から新潟支所で開始した。関係者には個人毎に通知を出すことになっているが、なお心当りの方は支所の保険係へ申出られたい。

この支払いは、合併による事務引継などの関係で本来新潟支所で行なうべきであったが、五月の市議会で議決されたので、行われないことになったものである。

四割近い高血圧者
31年中の血圧測定結果

先の広報にも高血圧の心得についてお知らせしたが、市医師会の協力による管理地区の血圧測定及び健康相談の会は、昨年中次の八地区で実施された。小屋場、東島、西金沢、川根、小台東

その結果、受診人員三六名のうち、最高が一六〇以上）の者は九一名あり全体の四割近い率を示している。

以上は大体大きな差異はないものと思われる。

原因や予防については、色々云われているが、このように、平素自分では自覚していない人でも動脈を硬し、或は脳の循環器に障害を及ぼしている場合が多いので、日常生活においては次のような注意と予防が必要である旨、診察に当った医師より説明された。

イ、心の安定と治療など

ロ、適度の運動
一般に理的な生活
昔は体を多く食べて、白米食べると云われていたが、今は玄米食の方が良いといわれている。

ハ、食べもの
食べ過ぎないこと。
余り塩辛いものを多く食べないこと。
ニ、生活を規則正しくとらないこと。野菜類を上手に利用し、肉類

衛生奉仕班を表彰
七日町ほか二十二地区

この度昭和三十一年度大蔵、日宝町、四金沢、東金沢、下興野、北上新田、新町、荻島、覚路港、三枚潟、東島、福島、福浦、浦興野、出戸、川根、本町、浦興野、出戸、川原（順不同）

案外無関心？…

火災警報が発令されたらどうしなければならないか

火災警報とは

火災警報は出火危険度が多い、気象条件となった場合に、火災の発生を未然に防止するために発令されるものである。

(ア)実効湿度六〇%以下で風速七米以上となる見込のとき。

(イ)実効湿度五五%以下で風速十米以上となる見込のとき。

(ウ)風速十米以上になる見込のとき。

(エ)特別火災警報
最低湿度六〇%以下で風速七米以上となる見込のとき。

(オ)実効湿度六〇%以下で、最低湿度四五%以下で風速十米以上となる見込のとき。

(カ)風速十米以上になる見込のとき。

特別火災警報

(ア)実効湿度六〇%以下最低湿度三五%以上で風速十米以上となる見込のとき。

(イ)風速十五米以上となる見込のとき。

（注）実効湿度とは、木材、紙その他の物体の内部にお吸収している水分は、空気に吸収されて行くが、直ちに空気と同様の蒸発状態にあるものと、吸収されないで残っているものとがあり、日常生活においては次のような注意と予防が必要である旨、診察に当った医師より説明された。

一、火災警報は

二、特別火災警報

三、火災警報は出火危険度が多い、気象条件となった場合に、火災の発生を未然に防止するために発令されるものである。

四、屋外における火の使用禁止

五、屋外の焼火、取灰等で風速十米以上となる見込のとき。

六、いちやぶるしく火勢をを消火すること。

七、みだりに屋内において穀類物の開口部を開はしないこと。

八、屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。

消防署はどのようなことをするか。

一、非常署員の召集を実施し、予め決定されている各部署に配置する。

二、出火出場隊編成を図るため、消防ポンプ自動車及び救急車に乗車して万全を期する。

三、消防ポンプ自動車に備付の拡声器を使用し市内巡回を実施火の用心の徹底宣伝を図る。

四、消防署において、赤地と白地の火流しを掲げる。

五、消防署庁舎前に赤地の板に白字で「火災警報発令中」の掲示板を掲げる。

（消防署）

火災警報が発令されたらどのようにしなければならないか。

一、屋外において火を使用しないこと。但し、炊事火、作業火等やむを得ず使用する場合は責任ある指揮人をつけ消火用水を準備すること。

二、山林、原野において火入をしないこと。

三、屋外において、引火性及び可燃性物品の附近で喫煙しないこと。

四、屋外において焚火をしないこと。

五、屋外において、たき火をしないこと。但し、炊事火、作業火等やむを得ず使用する場合は消火用水を準備すること。

六、山林、原野において火入をしないこと。

七、屋外において、引火性及び可燃性物品の附近で喫煙しないこと。

八、屋外において焚火をしないこと。

九、屋外の焼火、取灰等で風速十米以上となる見込のとき。

十、いちやぶるしく火勢をを消火すること。

十一、みだりに屋内において穀類物の開口部を開はしないこと。

十二、屋内及び屋外の可燃物その他を整理すること。

市長候補者受付開始・不在者投票

6. 6　開始　（選挙管理委員会）
6. 8　補充選挙人名簿受付開始
6.10　〃　期限　（選挙管理委員会）
6.10　自転車、犬、固定資産税一期分督促　（税務課）
6.11　候補者届出期限　（選挙管理委員会）
6.11～14　乳児検診　（保険課）
11　金津支所
12　記念公会堂
13　市之瀬小学校、新関支所
14　潟目保育所
6.12　補充名簿縦覧
6.15　補充名簿確定日
6.16　選挙日（投票日）
6.17　選挙会（開票）　（選挙管理委員会）
6.21　離乳食実習会、記念公会堂
6.24　〃　荻島公会堂
6.25　妊婦検診、金津支所　（保険課）
7. 5　市民税源泉徴収分税額通知　（税務課）